

領事手数料（令和３年度）

２０２１年４月１日掲載

令和３年４月１日から領事手数料が以下のとおり改定されます。同日以降に申請を受理した旅券、証明、査証につきましては、以下の料金が適用されます。

手数料の額は「外務省設置法」、「領事官の徴する手数料に関する政令及び同省令」に定められており、毎年度改訂されます。

お支払いは現金のみとなっております。支払後には、領収書をお受け取り下さい。

【旅券関係】

（新規・切替発給）

・ 10 年旅券	\$ 148.00
・ 5 年旅券	\$ 102.00
・ 5 年旅券(12 才未満)	\$ 56.00

（その他）

・ 記載事項変更旅券	\$ 56.00
・ 査証欄の増補	\$ 23.00
・ 帰国の為の渡航書	\$ 23.00

【証明関係】

・ 在留証明	\$ 11.00
・ 出生・婚姻・離婚・死亡証明	\$ 11.00
・ 署名証明（官公署に係わるもの）	\$ 42.00
・ 署名証明（その他のもの）	\$ 16.00
・ 運転免許抜粋証明	\$ 19.00

【査証関係】

・ 一般入国査証	\$ 28.00
・ 数次入国査証	\$ 56.00
・ 通過査証	\$ 6.00
・ 再入国の許可の有効期間の延長	\$ 28.00

【船舶関係】

・ 航行報告証明	\$ 12.00
----------	----------